

新人委第734号  
平成27年3月31日

各任命権者様

新潟市人事委員会  
委員長 兒玉 武雄

## 平成26年改正条例附則第7項の規定に基づく号俸の調整について（通知）

新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第91号）附則第7項の規定に基づく平成27年4月1日における号俸の調整については、下記に従って実施するよう通知します。

### 記

#### 第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第91号）をいう。
- (2) 初任給等規則 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）をいう。
- (3) 切替日 平成27年4月1日をいう。

#### 第2 切替日前の異動者の号俸の調整

##### 1 切替日前に昇格等の異動をした職員の号俸の調整

切替日前（平成18年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び切替日前において初任給等規則第27条（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の切替日における号俸については、改正条例附則第7項（切替日前の異動

者の号俸の調整)の規定に基づき、第3項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

## 2 改正条例附則第7項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」

改正条例附則第7項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、切替日前において初任給等規則第17条(人事交流等により異動した場合の号俸)、第18条(特殊の職に採用する場合等の号俸)又は第25条(初任給基準を異にする異動をした職員の号俸)の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とする。

## 3 調整の要領

- (1) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が切替日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の切替日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の初任給等規則第22条(昇格の場合の号俸)の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格(複数あるときは、切替日の直近のものに限る。)がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。

ア 切替日前において昇格をした職員 当該昇格(複数あるときは、切替日の直近のものに限る。以下同じ。)が切替日に行われたものとした場合

イ 第1項に規定する職員(アに掲げる職員を除く。) その者の前2項に規定する初任給等規則各条の規定に基づく号俸の決定が切替日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が切替日に行われたものとした場合

- (2) 切替日前における昇格(前2項に規定する計算の過程における切替日前の昇格を含む。)が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「切替日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとした後(号俸については、当該昇格時の過程の号俸とする。)切替日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。
- (3) 前2号の規定に該当する職員のうち、切替日前における号俸の決定について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員にあっては、これらの

規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の切替日における号俸を決定することができる。

### **第3 号俸の調整に関する特例**

改正条例附則第7項の規定に基づく号俸の調整に関し、この通知により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。